

二戸市監査委員公表第4号

地方自治法第199条第7項の規定に基づき実施した公の施設の指定管理者監査の結果に関する報告について、同条第9項の規定に基づき決定したので別紙のとおり公表します。

令和3年12月23日

二戸市監査委員 切 金 精
二戸市監査委員 藤 村 正 彦

公の施設の指定管理者監査結果報告書

第1 監査の対象

施設名 作久保集落センター
指定管理者 作久保地区農村集会施設運営委員会 代表 内田 州子
所管課 産業振興部農林課

第2 監査執行年月日

令和3年11月17日

第3 監査の範囲

令和2年度作久保集落センターの指定管理委託に係る出納その他関係事務の執行状況

第4 監査の方法

監査の実施にあたり、あらかじめ提出を依頼した監査調書をもとに、所管課の職員及び指定管理者より説明を聴取しながら、関係書類を調査確認し、出納、その他の事務が法令等に基づき適正に行われているかについて監査を実施した。

第5 監査の結果

指定管理者は、条例等関係法令の定めるところにより、施設の目的や基本協定、年度協定、指定管理仕様書等に沿って適正に施設の管理及び運営を行っていると考えられた。また、通帳の管理方法など留意改善を要する事項はあるが、出納その他の事務処理状況も適正に執行されていると認められた。

公の施設の指定管理者監査結果報告書

第1 監査の対象

施設名 御返地生活改善センター
指定管理者 御返地生活改善センター運営委員会 代表 田中 牧男
所管課 産業振興部農林課

第2 監査執行年月日

令和3年11月17日

第3 監査の範囲

令和2年度御返地生活改善センターの指定管理委託に係る出納その他関係事務の執行状況

第4 監査の方法

監査の実施にあたり、あらかじめ提出を依頼した監査調書をもとに、所管課の職員及び指定管理者より説明を聴取しながら、関係書類を調査確認し、出納、その他の事務が法令等に基づき適正に行われているかについて監査を実施した。

第5 監査の結果

指定管理者は、条例等関係法令の定めるところにより、施設の目的や基本協定、年度協定、指定管理仕様書等に沿って適正に施設の管理及び運営を行っている認められた。また、出納その他の事務処理状況も適正に執行されていると認められた。

公の施設の指定管理者監査結果報告書

第1 監査の対象

施設名 館集落センター
指定管理者 館集落センター運営委員会 代表 中田 美政
所管課 産業振興部農林課

第2 監査執行年月日

令和3年11月18日

第3 監査の範囲

令和2年度館集落センターの指定管理委託に係る出納その他関係事務の執行状況

第4 監査の方法

監査の実施にあたり、あらかじめ提出を依頼した監査調書をもとに、所管課の職員及び指定管理者より説明を聴取しながら、関係書類を調査確認し、出納、その他の事務が法令等に基づき適正に行われているかについて監査を実施した。

第5 監査の結果

指定管理者は、条例等関係法令の定めるところにより、施設の目的や基本協定、年度協定、指定管理仕様書等に沿って適正に施設の管理及び運営を行っていると考えられた。また、通帳の管理方法など留意改善を要する事項はあるが、出納その他の事務処理状況も適正に執行されていると認められた。

公の施設の指定管理者監査結果報告書

第1 監査の対象

施設名 梅田川地区生活改善センター
指定管理者 梅田川地区生活改善センター運営委員会 代表 勝又 忠政
所管課 浄法寺総合支所地域支援課

第2 監査執行年月日

令和3年11月18日

第3 監査の範囲

令和2年度梅田川地区生活改善センターの指定管理委託に係る出納その他関係事務の執行状況

第4 監査の方法

監査の実施にあたり、あらかじめ提出を依頼した監査調書をもとに、所管課の職員及び指定管理者より説明を聴取しながら、関係書類を調査確認し、出納、その他の事務が法令等に基づき適正に行われているかについて監査を実施した。

第5 監査の結果

指定管理者は、条例等関係法令の定めるところにより、施設の目的や基本協定、年度協定、指定管理仕様書等に沿って適正に施設の管理及び運営を行っていると考えられた。また、通帳の管理方法に留意改善を要する事項はあるが、出納その他の事務処理状況も適正に執行されていると考えられた。